

社会福祉法人みのり会 定款

第1章 総則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

①第二種社会福祉事業

保育所の経営

体調不良児対応型病児保育事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人みのり会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、子育て支援をするため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、埼玉県本庄市大字今井字兀塚1328番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任および解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会をおき、評議員の選任 および解任は評議員選任・解任委員会にて行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3人で構成する。
- 3 評議員候補者の推薦、および解任の提案は理事会が行う。
- 4 評議員候補者の推薦、および解任の提案を行う場合には当該者が評議員として適任、および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名が賛成することを要する。
- 6 評議員選任・解任委員会の運営についての規定は、理事会において定める。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める「評議員、評議員選任・解任委員、法人役員報酬規程」に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 費用弁償分は報酬等には含まれない。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- ① 理事または監事の選任、または解任
 - ② 理事および監事の報酬等の額
 - ③ 理事および監事、ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - ④ 計算書類（貸借対照表および、収支計算書）および、財産目録の承認
 - ⑤ 定款の変更

- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認
- ⑨ その他、評議員会で決議するものとして、法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 1 1 条 評議委員会は、定時評議員会として毎会計年度終了から 3 か月以内に 1 回開催する他、必要がある場合開催する。

- 2 評議委員会の運営に関する規定は、理事会において定める。

(招集)

第 1 2 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項、および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 1 3 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
- ② 定款の変更
- ③ その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が、第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで選任することとする。

- 4 第 1 項および、第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、評議員の決議があったものとする。

(議事録)

第 1 4 条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長および、会議に出席した評議員のうち 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員および職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

① 理事 6名

② 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事、職員、およびこれらに類する他の職務を兼任することはできない。

4 理事の選任にあたっては、各役員についてその親族、その他3親等以内の者が理事のうちに3分の1を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(理事の職務および権限)

第17条 理事は理事会を構成し法令およびこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行の状況および法人の財産について監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成し、理事長および本庄市長に提出する。

2 監事は随時、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

3 監事は理事会に出席し、必要とする場合は意見を述べるものとする。

(役員の任期)

第19条 理事または監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし再任を妨げない。

2 理事または監事は、第15条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、理事または監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員の解任)

第20条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事および監事に対して、各年度の総額が2,800,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める「評議員、評議員選任・解任委員、法人役員報酬規程」に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 費用弁償分については、報酬等に含まれない。

(職員)

第22条 この法人に職員を置く

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下施設長という）は、理事会において選任および解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。
- 4 臨時職員については、施設長においても任免できる。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決しこれを理事会に報告する。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長の選定、および解職

(開催)

第25条 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上理事会を開催し、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。その他必要がある場合、理事会を開催する。

- 2 理事会の運営に関する規定は、理事会において定める。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故あるときは各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産および会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- ① 現金1,000,000円
- ② 埼玉県本庄市大字今井字元塚1328番1所在の木造アルミニウム板葺2階建てたんぼぼ保育園園舎（492.72平方メートル）
- ③ 埼玉県本庄市大字今井字元塚1328番1所在のコンクリートブロック造アルミニウム板葺平屋建てたんぼぼ保育園ボイラー室一棟（7.75平方メートル）
- ④ 埼玉県本庄市大字今井字元塚1327番1所在の木造合金メッキ鋼板葺き平屋建て保育所（182.18平方メートル）
符号1 物置 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺き平屋建て（18.60平方メートル）
- ⑤ 埼玉県本庄市大字今井字元塚1328番1所在のたんぼぼ保育園敷地（1044.90平方メートル）
- ⑥ 埼玉県本庄市大字今井字元塚1351番2たんぼぼ保育園敷地（680平方メートル）
- ⑦ 埼玉県本庄市今井字元塚1327番1所在のたんぼぼ保育園敷地（975平方メートル）

ル)

- ⑧ 埼玉県本庄市今井字兀塚 1329 番 1 所在のたんぼぼ保育園敷地 (2016.53 平方メートル)
 - ⑨ 埼玉県本庄市今井字兀塚 1354 番 1 所在のたんぼぼ保育園敷地 (442 平方メートル)
 - ⑩ 埼玉県本庄市今井字兀塚 1355 番 2 所在のたんぼぼ保育園敷地 (60 平方メートル)
 - ⑪ 埼玉県本庄市今井字兀塚 1330 番 1 所在のたんぼぼ保育園敷地 (652 平方メートル)
- 3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 30 条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会、および評議員会の承認を得て本庄市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、本庄市長の承認は必要としない。
- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための貸金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

- 第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画および収支予算)

- 第 32 条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事業所に当該会計年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

- 第 33 条 この法人の事業報告書、および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けたうえで理事会の承認を得なければならない。
- ① 事業報告

- ② 事業報告の付属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
 - ⑤ 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の付属明細書
 - ⑥ 財産目録
- 2 前項の認定を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事業所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
 - ② 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - ③ 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ④ 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第35条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規定により処理する。

（臨機の措置）

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするきは理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

（解 散）

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号および第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第38条 解散（合併または破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員

会の決議を得て、社会福祉法人ならびに社会福祉事業を行う学校法人、および公益財団法人から選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て本庄市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を本庄市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第40条 この法人の公告は、社会福祉法人みのり会の掲示場に掲示するとともに官報、新聞、または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人設立当初の役員、または評議員を、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理事長	岡	一孝
理 事	鈴木	衛般
理 事	浅見	敏子
理 事	上村	貞夫
理 事	大野	英子
理 事	亀井	きく江
理 事	矢島	文江
理 事	今成	幸子
監 事	吉橋	茂治
監 事	阪上	清美

この定款は、平成２９年 ４月 １日から施行する

この定款は、令和２年 ４月 １日から改正施行する